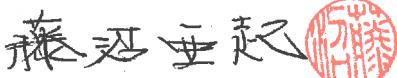


監査報告書

令和元年 5月 21 日

学校法人 千葉学園
理事会 御中

学校法人 千葉学園

監事 

監事 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人千葉学園寄附行為第17条の規定に基づき、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の学校法人千葉学園の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じ理事及び職員から業務の状況を聴取し、理事会及び評議員会議事録、会計帳簿その他重要な書類を閲覧して、業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人新創監査法人と連携し、計算書類について慎重に検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務については、法令並びに寄附行為に準拠し、理事会・評議員会の決議にもとづき適正に運営されていることを認めます。
- (2) 財産の状況については、年度末の財産目録に適正に表示されているものと認めます。
- (3) 財務計算書類（収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含む）の内容は、いずれも適正であると認めます。

以上

監査報告書

令和元年 5月 21 日

学校法人 千葉学園
評議員会 御中

学校法人 千葉学園

監事 森沼圭起 
監事 天野克彦 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人千葉学園寄附行為第17条の規定に基づき、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の学校法人千葉学園の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じ理事及び職員から業務の状況を聴取し、理事会及び評議員会議事録、会計帳簿その他重要な書類を閲覧して、業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人新創監査法人と連携し、計算書類について慎重に検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務については、法令並びに寄附行為に準拠し、理事会・評議員会の決議にもとづき適正に運営されていることを認めます。
- (2) 財産の状況については、年度末の財産目録に適正に表示されているものと認めます。
- (3) 財務計算書類（収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含む）の内容は、いずれも適正であると認めます。

以上